

kikkake（きっかけ）会則

（名称）

第1条 この会は、「kikkake（きっかけ）」と称する。

（事務所）

第2条 この会の事務所は「山口市」におく。

（目的）

第3条 この会は、市民活動を行う個人及び団体のネットワークを構築するとともに、市民活動のためのサポートを行うことにより、市民活動の更なる発展を目指し、もって社会の公益の増減に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. ハンドメイドを始めるきっかけとなる事業
（交流会”あみちく”の開催、バザー開催）
2. うつ病を考えるきっかけとなる事業
（情報収集、情報提供）
3. やりがいや生きがいとなるような「新しいこと始めたい」というきっかけを支援する事業
（調査研究、講座開催）
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第5条 この会の主旨に賛同し、理事会で認めたものを会員とする。

（役員）

第6条 この会の運営のために、次の役員をおく。

1. 理事 3人以上
2. 監事 1人以上

第7条 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

第8条 会長、副会長は、理事会において理事の互選により定める。

第9条 監事は、理事又は事務局を兼ねることができない。

（その他）

第10条 この会則のほか、必要な事項は、理事会で協議のうえ決定する。